

施策	教育課題の概要
学校教育	<p>◎<b>学習指導要領の着実な実施</b>(主体的・対話的で深い学びの実現)                      ◎<b>令和の日本型学校教育の構築</b>(全ての子どもたちの可能性を引き出す, 個別最適な学びと, 協働的な学びの実現)                      ◎<b>持続可能な社会の創り手の育成</b>                      ・ESD(持続可能な社会の創り手を育む教育)が, 学習指導要領全体における基盤となる理念としての位置付け</p>
	<p>○<b>ICT教育の推進</b>                      ・(仮称)調布市教育の情報化推進計画に位置付けた取組推進                      ・児童・生徒1人1台端末を活用した「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学び」の実現, 学びの保障・充実                      ・ICT機器・ネットワーク環境の整備・充実や, 教員の指導力の一層の向上, 教育データ利活用の在り方検討(デジタル教科書, CBT(1人1台端末等で出題・解答するテスト方式)など)</p>
	<p>○<b>小中連携教育の推進</b>                      ・小学校高学年への教科担任制導入への対応, 9年間を見据えた計画的な指導等(中一ギャップの解消) など</p>
	<p>○<b>次期特別支援教育推進計画に位置付けた取組推進</b>                      ○<b>不登校の児童・生徒への支援の充実</b>                      ・不登校生徒を対象とした適応指導教室の設置検討                      ・不登校の初期・中期(混乱期・低迷期)の児童・生徒に対する支援の充実(訪問支援事業) など                      ○<b>様々な家庭環境にある児童・生徒への支援(虐待, 外国にルーツをもつ子ども, ヤングケアラーなど)</b>                      ・関係機関との適切な連携や, スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教員による早期発見・気付きなど支援に係る資質・能力の向上 など</p>
	<p>○<b>コミュニティ・スクールの導入検討</b>                      ・地域学校協働本部と一体的な取組推進 など                      ○<b>学校における働き方改革の推進</b>                      ・学校における働き方改革プランに位置付けた取組推進                      ・人的支援の拡充(副校長補佐, スクール・サポート・スタッフ, 部活動指導員, 地域人材の活用等)                      ・教職員の業務の適切な管理(出退勤システムによる在校時間の管理, 産業医面談の実施等)                      ・運動部活動のあり方検討(国の方針を踏まえた地域移行の検討) など</p>
	<p>○<b>学習保障・学びの継続に向けた「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン」に基づく感染予防対策の取組推進</b>(ガイドラインの見直し・適切な運用, 消毒液などの保健衛生用品等の確保)                      ○<b>医療的ケア児への対応</b></p>
	<p>○<b>学校施設の更新</b>                      ・若葉小・第四中・図書館若葉分館の一体型施設整備, 学校施設の建替の検討 など                      ○<b>小学校における35人学級編制標準引下げ(R3年度 小2～R7年度 小6), 児童・生徒数の増加に伴う不足教室対策などの施設整備</b></p>
社会教育	<p>○<b>次期社会教育計画に位置付けた取組推進</b>                      ○<b>社会教育施設におけるオンラインや動画配信など工夫を凝らした事業の充実</b></p>
	<p>○<b>次期調布市子ども読書活動推進計画に位置付けた取組推進</b>                      ○<b>図書館収集資料のデジタル化, 電子書籍, ICタグの導入など, 新たな図書館利用者サービスの検討・導入</b>                      ○<b>国史跡下布田遺跡整備基本計画(R2年度策定)を踏まえた整備・普及啓発</b></p>
	<p>○<b>国登録有形文化財真木家住宅の保存・活用に関する検討</b>                      ○<b>博物館法の一部改正(R5. 4. 1施行)の趣旨を踏まえた, 収蔵資料のデジタル化, 他の博物館との連携, 多様な主体との連携・協力による文化・観光と連動した地域活性化の取組</b></p>